

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	山下 卓宏
【住所又は本店所在地】	大阪府大阪市住之江区南港北
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年6月4日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	スターシーズ株式会社
証券コード	3083
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山下 卓宏
住所又は本店所在地	大阪府大阪市住之江区南港北
事務上の連絡先及び担当者名	大阪府大阪市中央区高麗橋1丁目7番7-3511 Maximus合同会社 代表社員 山下 卓宏
電話番号	090-7355-8307

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年4月24日
訂正箇所	2026年5月11日に提出いたしました大量保有報告書について、保有割合が5%に満たないことが判明したため取下げいたします。